

## 市長室から

# お答えします

## 防災行政無線の 放送内容

**Q** 防災行政無線で、児童・生徒の下校のお知らせや、成田警察署からの振り込め詐欺への注意を呼び掛けるお知らせが流れています。放送回数が多いと、いざ大地震やほかの異常事態になったときに、放送に対する慣れのため、行動につながらないのではないのでしょうか。

放送内容の基準について教えてください。また、放送内容が聞き取りにくいこともあるので、確認する方法を教えてください。

**A** 防災行政無線の放送は、災害情報に関することや、行政上重大で緊急を要するもの、市民の生活に密着した行政情報に関することなどについて、その内容を精査して放送しています。児童・生徒の下校時の安全対策の呼び掛けや、警察署からの情報の放送については、下校中の児童が犯罪被害に遭う事件や、振り込め詐欺事件などが多発したことによる緊急的な対応です。

今後も、災害時の情報伝達手段としての目的を重視し、内容を十分精査して放送していきます。



また、防災行政無線は、強風や雨などの気象条件や、建築物などの周辺環境に影響されやすいため、屋内で流れる放送とは異なり、地域によって聞き取りにくいことがあります。防災行政無線の内容が聞こえなかった場合には、防災メールでの情報配信(事前登録が必要です)や、電話で最新の防災行政無線の内容を確認することができる、「防災無線テレフォンサービス」(☎0120-383898)を利用してください。

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方をQ&A方式で紹介しています。

## 消費生活相談

# Q&A

## 健康食品の送り付けに注意

**Q** 突然知らない業者から電話があり、「3カ月前に注文を受けた健康食品を代金引換で送る。金額は2万円だ」と言われました。「注文した覚えはない」と伝えましたが、「確かに注文を受けている。払わないと訴える」と強い口調で言われました。「商品を発送する」と言って電話が切れました。どうすればよいのでしょうか。

**A** 注文していないのに「以前、注文を受けた健康食品を送る」といった電話を受けて、断るとトラブルになったという苦情が増えています。高齢者など記憶に不安がある年代の人に電話をして、注文した証拠があるとうそをつき、断ると暴言を吐くなどして買い取らせる手口です。

注文をしておらず、業者からの電話で受け取りの承諾もしていない商品を一方的に送り付けられた場合は、受け取りを拒否しましょう。その際、送り主である業者の住所・名前・電話番号などをメモしておくことが大切です。

家族の誰かが注文したものと思い込み、代金を支払い商品を受け取ってしまった場合、後で違うと分かって、一度支払った代金を取り戻すことは非常に困難です。誰が注文したものかなど確認できない場合は、受け取りを保留にして、家族に確認しましょう。また、代金引換で商品を注文した場合は、事前に家族に伝えておくようにしましょう。



※くわしくは、消費生活センター(☎23-1161)へ。